

近畿地方整備局の取組【概要】

① 大阪市天王寺公園（てんしば）

- ・魅力向上を効率的効果的に行うため、エリア再整備管理運営を事業者負担にて行う公募を実施。
- ・事業者が収益施設及び特定公園施設を設置し、H27年から20年間、公園の管理運営を実施。
- ・事業内容は、事業者が芝生広場・飲食・物販施設等の施設整備やイベント企画・実施プロモーション活動、施設の維持管理業務を行う。
- ・整備前の来園者数150万人から、現在年間約400万人を超える利用者となっている。
- ・維持管理費は、3,000万削減。使用料を取ることで3,200万の増収が見込まれる。

② 国営明石海峡公園（淡路地区）

- ・平成29年度より各企業を対象にサウンディングを実施、平成30年10月に公募を開始。
- ・公募設置等予定者を5月16日に公表。今後、協定締結、設置管理許可などを進める予定。
- ・複合温泉施設等の整備を提案しており、2021年春頃オープン予定に向けて手続を進めている。

③ 須磨海浜公園・海浜公園再整備事業

- ・須磨海浜水族園建替を機に、水族園及び海浜公園を一体的に再整備。
- ・事業者が、水族館、宿泊施設、駐車場等の設置を行い併せて園路、芝生広場、健康遊具等も一部事業者負担により整備を進める。
- ・民間事業者の公募は、平成31年3月に開始、令和元年9月に優先交渉権者が決定。
- ・事業期間は、令和3年から30年間の契約で公園管理を実施予定。
- ・水族館と宿泊施設のみの来園者数増加の予測は、平成29年度の約121万人から予測値約206万人に増加が見込まれる。
- ・特定公園施設整備費に約14億円その内34%を事業者が負担。
- ・令和6年3月末 グランドオープン（水族館、宿泊施設共用開始）予定

④ Park-PFIの概要 改正法施行

- ・民間活力による公園の再生・活性化推進のため、平成29年6月に都市公園法が改正。
- ・新たな都市公園の整備手法として公募設置管理制度（Park-PFI）が創設。
- ・民間事業者が設置する店舗等の施設から得られる収益を園路、広場等の公園施設整備に還元することを条件に、民間事業者へのインセンティブとして、
 - 設置管理許可期間を10年から20年までの上限に変更
 - 飲食店、売店等の益施設の建蔽率が2%から12%まで許容
 - 自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能等の特例が適用。
- ・民間活力を導入することにより、公園整備、管理にかかる財政負担が軽減。
- ・民間の創意工夫を取入れた整備、管理を行うことで公園のサービスレベルが向上。